

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

多様な子供たちの特性や少子化など地域の実情等を踏まえ、誰一人取り残さず、可能性を最大限に引き出す学びを通じ、個人と社会全体の Well-being の向上を目指す。このため、コロナ禍を契機に進展した教育DXにおけるリアルとデジタルの最適な組合せの観点も踏まえつつ、あるべき資源配分の方向性を次期教育振興基本計画において示す。人と人の触れ合いも大事にしながら、1人1台端末環境を前提として、自分のペースで試行錯誤できる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の具体化を早急に実現する。その際、教育DXと連動した教育のハード・ソフト・人材の一体的改革を、家庭環境、学習環境の格差防止や個人情報保護、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況、教師不足解消に留意しながら、総合的に推進する。発達段階も踏まえつつ、同一の年齢・内容・教材等の前提に過度にとらわれず、全ての学校段階において、探究・STEAM・起業家教育等の抜本強化を図る。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。

学びの基盤的な環境整備を進める。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験や読書活動を推進する。ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。新しい時代の学びを実現する教育環境を整備しつつ、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全を推進する。

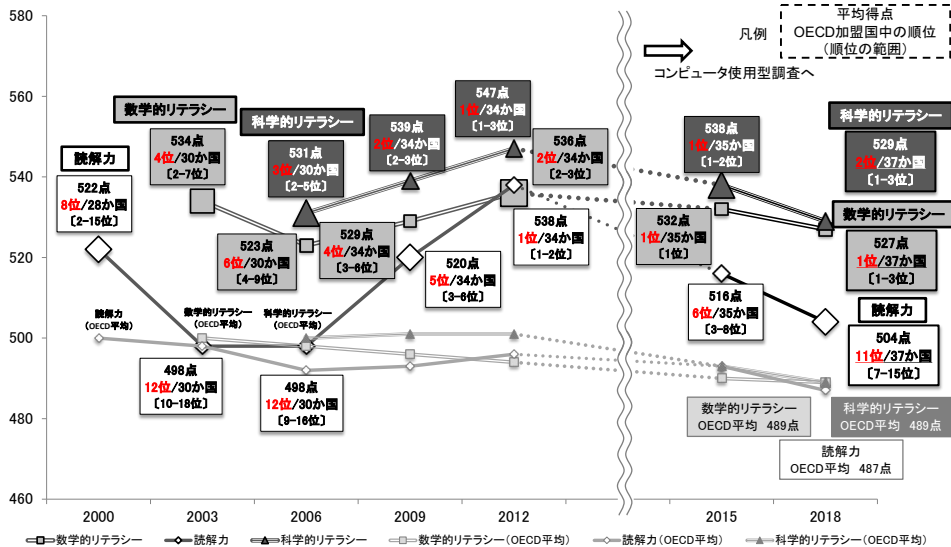
目標（１）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

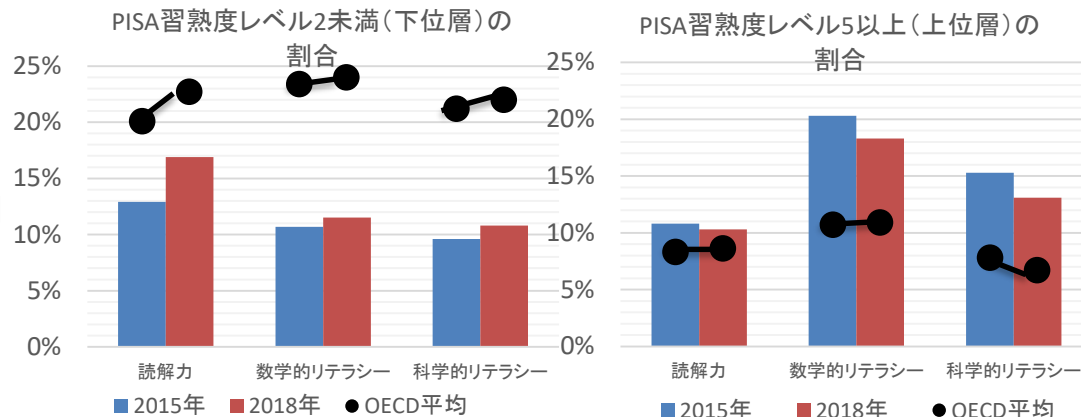
各指標の状況について

測定指標：知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

参考指標：OECDのPISA調査における習熟度レベル5以上（上位層）及びレベル2未満（下位層）の割合



数学的リテラシー及び科学的リテラシーは引き続き世界トップレベルにある。読解力はOECD平均より高得点のグループに位置するが、2018年は2015年より平均得点・順位が低下した。



読解力については、2015年と2018年の結果を比較すると、OECD平均と同様にレベル2未満の割合が増加傾向にある。数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、レベル2未満の割合に有意な変化はみられない。

各施策の進捗について

● 幼児期における教育の質の向上

- ・幼児教育推進体制の構築等が進み、これらを活用した幼児教育の質の向上に向けた取組が進んでいるが、幼児教育の質に関する認識が不十分、多くの幼稚園・保育所・認定こども園が小学校との連携に課題意識を持っているなどの課題がみられる。
- ・今後、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むため、幼児教育スタートプランの具体化に取り組む。

● 新学習指導要領の着実な実施

- ・新学習指導要領の着実な実施のため、教育委員会・学校関係者向けの説明会等の開催や、教材の整備・指導資料の充実、実践事例の情報提供などを通じ、その趣旨や内容の周知・徹底を図っている。あわせて、教科書発行者に対しても一層の改善を図るようセミナー等において周知を図っている。
- ・また、将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校における実践研究を進めており、引き続き取り組む。

目標（１）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

各施策の進捗について

●全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策・教育指導の改善・充実を図るため、毎年度、全国学力・学習状況調査を悉皆で実施。なお、平成31年度(令和元年度)調査において初めて中学校において英語調査を実施。また、全国的な学力状況の経年の変化や家庭状況と児童生徒の学力等の関係について、より精緻に把握・分析するため、令和3年度にPISA等の国際学力調査でも採用されている測定理論を用いた経年変化分析調査や、保護者に対する調査を実施。
- ・令和6年度からの順次CBTの導入に向けて、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実な実現に向けて取り組む。

●高等学校教育改革の推進

- ・平成30年3月に改訂し、令和4年度から年次進行で実施される高等学校の新学習指導要領においては、子供たちに育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進について示している。
- ・併せて、生徒の多様な学習ニーズへきめ細やかに対応するため、高等学校の特色化・魅力化に取り組んでおり、各種事業を通じて、特色・魅力ある教育に取り組む高等学校を支援している他、各高等学校におけるスクール・ポリシーの策定、公表や、普通科改革を推進するため、令和3年3月に学校教育法施行規則等の一部を改正した。また、基礎学力の確実な修得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」制度を平成30年度より運用している。

●就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信として、令和3年度には「小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集（第2版）」を発行した。また、文科省において必要な制度改正等を行い、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかけている。幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施する。なお、高大接続改革については、目標（４）で示す。

【後掲の施策群】

- 主権者教育の推進
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
- 学校教育における学力保障【一部後掲】

進捗の総括

OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持している。また、令和3年度全国学力・学習状況調査（経年変化分析調査）の結果において、新型コロナウイルス感染拡大前の平成28年度と令和3年度を比較すると、国全体としてみれば、国語については、児童生徒の学力の変化はみられなかったが、算数・数学については、若干学力が向上しているとも解釈しうところ、次回以降の結果もあわせて分析することとしている。目標に向けた施策として、幼児教育の質の向上に向けた幼児教育推進体制の構築、新学習指導要領の着実な実施のための説明会や教材整備等、全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用、高等学校の特色化・魅力化の取組推進、学校段階間の連携の推進を行った。

課題とその対応

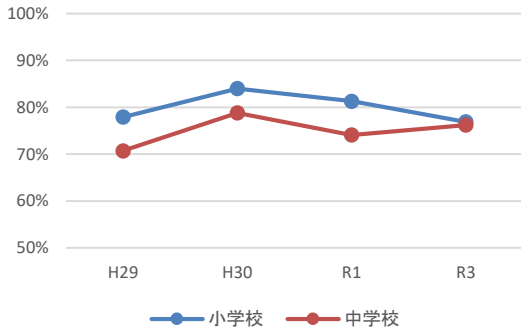
幼児教育については、小学校教育との接続についての課題の解消等に向け、発達の段階に応じて、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、全国的な接続期の教育の充実を図る。PISA調査において、読解力の平均得点が前回調査から低下しており、言語能力や情報活用能力育成に向けた取組を実施する。高等学校では生徒の学校生活等への満足度や学習意欲が低下している傾向がみられるため、高等学校の特色化・魅力化の推進を一層行う。

目標（２）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各指標の状況について

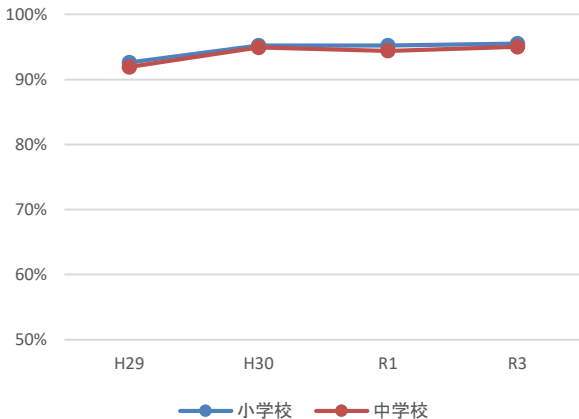
測定指標：自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善



肯定的に回答した児童生徒の割合は年度により差はあるものの、概ね7割以上を維持している。平成29年度と比較して令和3年度は、小学校は横ばい、中学校は約6ポイント増加しており、やや改善傾向がみられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
 (質問)「自分にはよいところがあると思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

参考指標：人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合



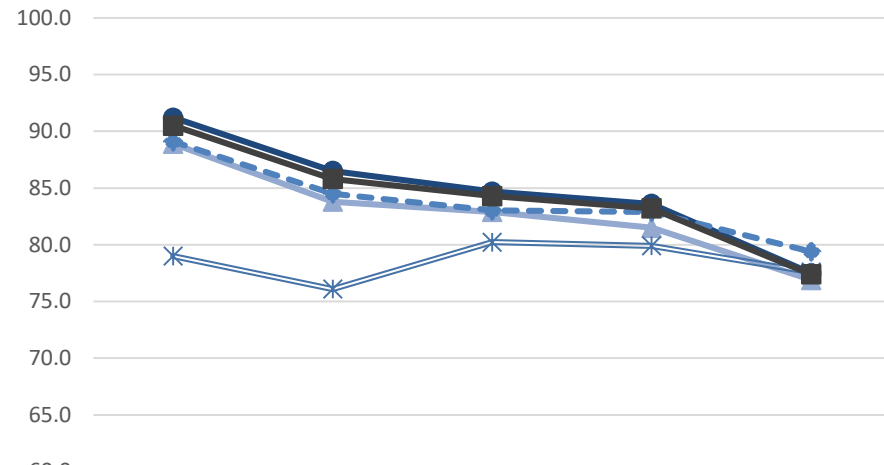
肯定的に回答した割合は児童生徒ともに平成29年度と令和3年度を比べて、約3ポイント増加傾向にあり、令和3年度においては小中とも95%以上の児童生徒が肯定的に回答している。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
 (質問)「人の役に立つ人間になりたいと思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

測定指標：いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善

いじめの年度末時点の状況のうち「解消しているもの」の割合推移

＜国公立立計＞



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合は、例年約8割で推移しており、多くのいじめ事案は適切に対応されていると考えられるが、ここ数年減少傾向にある。その背景には、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの解消について定義され、その定義が浸透したことにより、安易にいじめが解消していると判断せず、慎重な判断がされている側面もあると考えられる。

目標（２）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各施策の進捗について

●子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

令和２年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、多世代交流や異年齢交流の活動も重視しており、その趣旨の周知を図った。また、生命の有限さや自然の大切さ、主体的に挑戦してみること、多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することなど、体験活動に関する記載が一層充実されたことから、引き続き学校教育活動における体験活動を推進するための支援を行う。

平成30年度から令和２年度まで、自己肯定感の向上に有効な体験活動についての検証、子供の頃の体験活動がその後の自尊感情等の育成に及ぼす影響についての調査を行い、公表した。

国立青少年教育振興機構では、自然体験を多く行った者ほど自己肯定感等の非認知能力が高くなるという調査結果等を踏まえつつ、全国28か所の国立青少年教育施設において、自然体験活動等の機会や場の提供に加え、民間団体が実施する自然体験活動等の支援を行っている。また、保護者が安心して子育てができるよう、地域の実情に応じた家庭教育支援を推進するために、補助事業を実施している。

不登校、発達障害、子供の貧困等、青少年の現代的課題に対応した教育事業を企画・実施している。

幼児教育推進体制等の活用により幼児教育の質の向上にむけた取組が進んでいるが、幼小連携の手掛かりが十分でないなどの課題が見られる。今後、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むため、幼児教育スタートプランの具体化に取り組む。

●道徳教育の推進

小学校は平成30年度、中学校は令和元年度より「特別の教科 道徳」が全面実施され、「考え、議論する道徳」へと質的転換を図っている。また、①「特別の教科 道徳」の指導・評価方法の研究・成果普及、②高等学校を含めた教育活動全体を通じた道徳教育の効果的な推進のための研究・成果普及、③優れた授業映像や実践事例などをウェブ上で発信する「道徳教育アーカイブ」の充実など、各学校・教育委員会等の取組を支援している。今後もこれらの取組を通して、道徳教育の推進に取り組む。

●いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進

「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月公表）の周知や、いじめ行政説明等を通じて、いじめ防止対策推進法等の趣旨の周知徹底を図った。また、「全国いじめ問題子供サミット」を開催し、いじめ問題に関する子供自身の主体的な活動に積極的に取り組んだ地域や学校の児童生徒が集い、交流する機会を設け、このような活動の中心となるリーダーの育成を図った。

学校における人権教育に関する指導方法の改善や充実に目的とする「人権教育研究推進事業」を実施するなど、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえた人権教育を推進した。

●体験活動や読書活動の充実

自然体験活動などの体験活動を推進するため、普及啓発事業や、青少年団体等を対象とした実証事業を実施した。また、令和元年度には、多様な体験活動についての事例集を作成し、公表した。国立青少年教育振興機構では、青少年教育のナショナルセンターとして、全国28か所の国立青少年教育施設において、教育事業を企画・実施するとともに、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年団体等の自然体験や読書活動等に対する指導・助言等を行っている。

また、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等に対して助成を実施し、体験活動等の裾野を広げる活動を支援している。デジタル化の進展に伴い、リアルな体験の持つ価値が再認識されていることから、地域や企業と連携した学校内外での体験活動や、課題を抱える子供たちを対象とした体験活動の充実を推進する。

読書活動の充実については、第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、学校や地域等でビブリオバトルや子ども司書等様々な取組が実施されている。

●伝統や文化等に関する教育の推進

令和２年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、我が国の伝統や文化に関する内容を充実しており、その趣旨の周知を図った。

劇場・音楽堂や学校等、様々な場所で子供が伝統文化や実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験等を楽しむための支援を通じ、子供たちが一流の芸術、地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組を支援した。また、H30年に芸術教育の所掌を文化庁に移管し、学校教育における芸術教育とあわせて、より一体的な芸術教育の推進に取り組んだ。

令和元年度より、全国各地の中学校を「武道推進モデル校」に指定し、外部指導者を活用した多様な武道種目の実践した。令和４年度においても引き続き実施し、学校における多様な武道種目の指導の充実を図っていく。

新学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、宗教のおこり、生活と宗教の関わり、文化や宗教の多様性について指導することとしており、その趣旨の周知を図った。